

明日があるつもりへ鮭を食べの二す

——川柳作家・中山秋夫小論——

高鶴礼子*・福岡安則*

〔論文要旨〕

近現代の川柳は文学としての研究・批評の対象とはなりがたいという認識が、残念なことに現状においては一般的である。が、近現代の川柳の中にそうした対象たりうる作品・作家が見当たらないのかといえば、けっしてそうではない。本稿は、そうした作家のひとりである中山秋夫を取り上げ、その存在を明らかにするとともに、川柳という表現行為の持つ意味と意義について考察しようとするものである。対象とする作家・中山秋夫が現状では無名であり、先行研究もない状態であることから、記述の縦軸にはその境況を据えた。また、中山がハンセン病罹患者であったということから、横軸には、わが国におけるハンセン病患者を取り巻く通時的状況を置いている。これは、中山の作品や生とは不可分なものである。

川柳の抄出は中山がただ二冊残した川柳集『父子独楽』『一代樹の四季』に拠った。一九二〇年から二〇〇七年という中山の生きた時代は、日本という国が激変を内に含んだ時代でもある。家族との別離、瀬戸内の邑久光明園への強制隔離・収容、断種、結婚、療養所内での労働、病状の昂進、失明、ハンセン病違憲国賠訴訟原告団への参加から死にいたるまでの、揺れに揺れた生涯の中で、中山は川柳と出会い、川柳を掴み取り、川柳を携えていった。病により、突然、差別される側に立たされ、死が常態であるという壮絶な状態に置かれ続けた中山が、歩けもせず、見えもせず、鉛筆を手取ることもできずといった状況の中で、荒れ、笑い、傷つき、怒り、和み、吠えながら刻み続けた川柳の言葉。それらが内包するものについて考えることは、文学の存在理由にも関わる根源的な問いを、考える者ひとりひとりが改めて突きつけられることでもある。人ひとりの人生に関われないで何の文学ぞ、という視点から、中山が積み重ねた自己実現の様相と川柳がそれに対して果たした役割を考えるとともに、中山の川柳が、ともすれば鈍感なマジョリティでいることに気づかないでいる私たちに、提起する問題についても考察する。

キーワード 川柳、中山秋夫、ハンセン病

* たかつる・れいこ、埼玉大学大学院文化科学研究科修士課程在学中、近現代川柳論
* ふくおか・やすのり、埼玉大学教養学部教授、社会学

はじめに

人はなぜ、川柳を書くのだろうか。

否、川柳に限らず、人はなぜ、言葉や音や色や映像、平面や立体の構成に託して、自己を表現しようとするのだろうか。

私は川柳を書きながら、ひとり市井に生きる者であるが、ときに、そうした自問に対する啓示のようなできごととに遭遇することがある。

本稿の目的は、そうした「できごと」のひとつともいえるべき（と私には思える）中山秋夫という川柳作家の存在を明らかにし、その生き方から何がしかの考察を引き出すことにある。彼が、どういう状況に置かれ、詩そして川柳に出会い、それらが中山自身の生とどのように関わっていったのかについて考えてみたい。

私が中山秋夫のことを知ったのは、二〇〇三年のことである。

「今年の壺井賞^①は、いいよ」と、知り合いの詩人さんから渡された一冊の詩集が、その始まりであった。

『囲みの中の歳月』（二〇〇二年、私家版）というタイトルのその詩集を手にとって読み進むうちに、私はとても不思議な感覚を覚えた。詩篇の中に、他の詩行とはまったく異なった密度を持つ一行が、ときおり、出現するのである。

はて？ これはなんだろう。

これは、ひよっとして、川柳ではないのか。

その疑問が氷解したのは「あとがき」にたどりついたときであった。長らく詩を書いてきた後に川柳を書き、そうしてまた詩作を始めた、そこには書かれてある。

やっぱり川柳だったのだと大きく頷いた私は、次の瞬間、無性に知りたくなった。中山秋夫という人が書いてきた川柳とは

どのようなものであったのかを。読んだ者をそうした衝動に駆り立てるほどに、『囲みの中の歳月』の中の詩篇は深く重い精神の表出を含んだ、すぐれたものであったのである。

以来、中山秋夫という名は私にこびりついて離れなくなった。直接的な接触はといえば、たった二度きりの、それも電話によるものでしかない。しかも二度目は、すでに中山の内部に取り返しのできない病の進行があり、老人病棟に移床された後で、受話器を自力で持つことすら叶わず、介護員さんが通話の間中、受話器を中山の耳元に当て続けてくださるという計らいの下においてであった。そんなふうであったから、そのときの中山からは、一度目の会話の際に感じた、彼本来の姿ともいえるべき、頑固で骨太なヤンチャさや、とても一筋縄ではないような印象は消え去っており、私はなんともいえない哀しさに包まれたものだ。

中山はそれからほどなくして亡くなってしまふのだが、その後、彼を取り巻いていた人々から手紙や文書が続々と届いては私を驚かせた。そのことは、中山が周囲の人々に刻んでいったものの大きさを、改めて思い起こさせる契機ともなった。

中山秋夫が残した著作は前述した詩集に加え、川柳集『父子独楽』（二九八九年、以下いずれも私家版）、『一代樹の四季』（二九八八年）にエッセイ集『鎮魂の花火』（一九九九年）の四冊である。それでは、それらに収録されている作品とともに、中山の足跡を見ていくこととしよう。

作品と境涯Ⅰ 冬の蠅

中山秋夫は、一九二〇年（大正九年）、静岡県に七人きょうだいの末子として生まれた^②。そして十九歳のとき、瀬戸内海に

あるハンセン病療養所「邑久光明園」に收容された。ハンセン病発症はその四年前であったという。病気であることを隠し、電気工として働いたのち、たどりついた光明園での生活を、第一句集『父子独楽』の自序「私の為の瓦版」に、中山はこんなふうに記している。

私は、昭和十四年、十九歳でこの光明園へ入所した。それから五十年、今なお生きてここに句集を出そうとしている。ところで、自分の過去から五十年を引くとわずか十九年という短い間の社会生活である。療養所は、いつも社会の外に置かれていた。その社会の外で生きてきた五十年は、取り上げて私の前歴として書くべき物はない。つまり、入所者はおしなべて同一の暮らしの中にあつたのだから、私一人の特別な暮らし様などあるはずがない。(3)

中山の二冊の句集『父子独楽』、『一代樹の四季』の中から何句かを挙げてみよう。句の下にある括弧の中はその出典である。(父)は『父子独楽』を、(一)は『一代樹の四季』をそれぞれ表わす。『父子独楽』の句の方は編年体で編集されているので、収録句の発表年を併記する。『一代樹の四季』の方は発表時期が記されていないため、出典のみにとどめる(以下、同様)。

全景に火葬場のある島の園 (父)一九八一年
対岸へ届かぬ言葉ためて待つ (父)一九八二年
無為徒食国の重さの飯三度 (父)一九八四年
爆笑の真只中へ樹を倒す (父)一九八四年
冬波へことば熟さぬまま暮れる (父)一九八三年
それ以下も以上もおろか蟹の穴 (父)一九八四年

一隅の萩一株もものがたり (父)一九七九年
大空へ偽名が消えていく煙 (父)一九八一年
冬の蠅ここより行き場無いものを (父)一九八一年
明日があるつもりへ鮭を食べのこす (一)

中山秋夫という人の資質と境遇を読み取っていただけただろうか。

中山がいるのは「火葬場」のある「島」(4)である。島から臨む向こう岸は、手が届きそうなほどの距離にある。にもかかわらず、届いてほしいと懸命にさしだされる言葉は対岸へは届かない。けつして届くことのない言葉をひたすら心に啜えて、ただ待つということ、それが自分の暮らしである、と中山はいう。

「無為徒食」。それが中山の日常である。生存を支えるための三度の飯は中山が自身の才覚によって購ったものではない。与えられる飯は、三度とも、「国の重さ」の貼りついた施しの飯である。否が応でも、そのことを突きつけられ続ける状況、中山の刻む生はそんな中にある。

「爆笑の真只中」に、思いっ切り、音を立てて「樹」を倒してやりたくなるという感覚の新鮮さ。念の強さ。それはまた同時に、中山の裡にあるやりきれなさとも無念さをも示す。体内で苦悩を続ける「ことば」は今日もまた熟さないままである。寄せては返す波の、気の遠くなるような繰り返しの中に、中山の冬のひと日は重ねられていく。

一隅に植えられた萩一株さえもが「ものがたり」であると感じる、そんな生活を中山は送る。ここより他に行き場はないと、「冬の蠅」に託して語られる自嘲はひたすらに哀しい。

砂浜に見つけた「蟹の穴」も同様である。蟹の穴は蟹の穴で

あつて、それ以上でも以下でもない。それと同じように、中山のいるこの場所では、生きていくこともまた、それ以上でも以下でもないのだ。

「島の園」のある日。見上げた空に煙が立ち昇っていく。煙と言つても煮炊きの煙ではない。それは死者を焼く煙である。昨日までそこにいた人が失われる、それは私たちにも少なからず経験のあることではあるが、ここに描かれている死は少しばかり様子が違う。

煙とともに空に消えていくのは、故人の肉体であり、故人とともに過ごした日々であるのだが、同時にもうひとつ、天に昇っていくものがあり、それが偽名なのだと中山はいう。

知己が逝くさびしさは耐えるに難い。が、それとともに、ああ、これでやつと、終われる、これでやつと、苦しまないですむ、という、安堵の息をも中山は聴くのである。中山たちが幾度となく立ち会い続けてきた死は、逝く者、送る者が互いにそんな吐息を洩らし合う死なのだ。

夕食であろう。鮭の一切れをぜんぶ食べようとして、いや、このくらいは明日にとつておこう、と、箸を止める。そうして次の瞬間、中山は思うのだ。……バカだなあ、俺は。明日も、今日と同じように、こうして生きていられると思つているなんて、と。

抑制された言葉の底にある悲鳴のようなものを私は聴いてしまう。鑑賞の筆を取りながらも、軽々に云々することは許されないような、そんな思いに幾度も駆られる。私は師匠から自解は野暮であると教えられたが、このような句に対しては他解すらもが野暮であると感ずる。

深い諦念とゆれ、達観と矜持、激情と昇華がここにはあると私は思うのだが、そうした私の印象を了とするにしても否とするにしても、それらは本来、読み手が、それぞれの心にこれらの句を対峙させて受け取るべきものであろう。

ハンセン病者の隔離は一九〇七年に発布された「明治四十年法律第十一号」（通称「癩予防ニ関スル件」）に端を発する。病者を隔離することにより「公共の福祉」を守るという方針で制定されたこの法律は、浮浪病者を対象とする衛生立法であった。発布から二年後の一九〇九年（明治四十二年）には、全国に五つの連合府県立癩療養所が設立され、病者の隔離が開始されている。

一九一六年（大正五年）には療養所長に懲戒検束権^⑤が与えられ、管理統制の絶対化により運営の利便性を高める仕組みが整う。一九二九年（昭和四年）には「無癩県運動」が全国的に繰り広げられ、と、隔離・統制の体制は「順調に」強化されていく。

一九三一年（昭和六年）の「改正」により、「明治四十年法律第十一号」が「癩予防法」となつてからは、隔離対象が浮浪病者だけではなく自宅療養者にまで拡大され、強制隔離がよりいっそう促進されることとなった。

そうでなくとも、ハンセン病には、単に「不治」としてだけではなく、ある種のおぞましさを伴う恐い病として不当に喧伝されてきた過去がある。強制隔離、強制消毒に伴う執行のものものしさは、そうした偏見をさらに助長し、患者のみならずその家族までも著しい差別と偏見のもとにさらすことになったとしても不思議はない。実際、中山の姉も、実家に発症者が出たことを理由に、婚家から離縁されている。

一九四三年（昭和十八年）、アメリカでハンセン病に対するブ

ロミンの絶大なる効能が報告された後も、中山はじめ当時の罹患者をとりまく環境は変わらなかった。本来であれば、患者隔離の政策に一石を投じるはずであったプロミンも、当初は各療養所へ必要な量が十分に配給されなかったり、入所者によるプロミン獲得運動で必要な予算措置が講じられた後も、療養所に行けばそれによる治療が受けられるという隔離促進のための逆宣伝に利用されたりもして、隔離を解消する手立てとしては作用しなかった。日本国内の事情は、プロミンの出現により、通院治療が徐々にふつうのこととなっていく当時の世界の潮流とは軌道を異にしていたのである。

療養所入所者による果敢な「予防法」改正闘争にもかかわらず、新憲法下の一九五三年（昭和二十八年）に制定された「らい予防法」においても、強制隔離・強制消毒・断種墮胎といった理不尽な枠組みは残されたままであった。一九六〇年（昭和三十三年）にWHOが加盟国に対して「通院治療を一般病院で」というハンセン病治療に対する指針を示した際にも、中山たち国内のハンセン病患者たちの置かれた状況に根本的な変化はなかった。さまざまな問題の存在を、問題それ自体を強圧的に常態化することによって覆い隠し、病者とその関係者に一方的な犠牲と忍耐を強いることによって隔離政策は続けられてきたと私には思える。

医学はときに無力であると、サブ・サハラで活動する医師の方が言っておられるのを聞いたことがあるが、ここでの問題はまさにそれと同根である。最も直接的に人の命を救えるはずの医学がときに無力であるなどと、医療従事者につぶやかせる政（まつりごと）など、政の名に値しないと思うのは私だけだろうか。

作品と境涯Ⅱ 社会と呼んで向こう岸

沈む日へ祈るしかない生をもつ
句読点からす一羽が眼に静止
（父）（一九八三年）
受けるだけただそれだけの手の疲れ
（父）（一九八五年）
竹トンボ社会と呼んで向こう岸
（父）（一九八五年）
五時の鐘夜の長さを渡される
（父）（一九八四年）

一九四六年（昭和二十一年）、二十六歳になった中山秋夫は結婚を決意する。ハンセン病者が結婚を決意するということは、当時はその代償として「断種」手術を受けるということをも意味した。戦後間もない時期の、設備も薬品も医師の数もけつして充分とはいえない中での手術であったせいであろうか——医師でない者が執刀した可能性すらなくはない——、中山は術後、高熱と激痛に苦しむ。暖房のない部屋で彼を深夜まで看病した婚約者は重い風邪を引き、二ヵ月後に肺炎で死亡。傷心を癒す間もなく、中山は翌年より、重病室主任という仕事に就かされる。

この仕事は、衰弱や病気の進行などにより「重病室」という一般社会でいう病院にあたるどころに入られた重症患者を、軽症の者が付添看護するというものである。重病室勤務に選ばれた者は、二十四時間三百六十五日、休みなく働くことを余儀なくされ、圧倒的に不足している医師や看護婦の補い手として医療体制に組み入れられていった。

死が日常となる生活である。普段着で手術室にも入り、「弱い者が元気な者に『すいません、すいません』と言いながら、命を終」⁽⁶⁾ えていく経緯を全身に刻みながら、同病の仲間たちを中山は看護し続けた。なぜ、患者を看るのが医師や看護婦ではなくて患者でなければならないのか。「療養所とは名ばかり、ま

さに収容所だった」と中山は書いている(7)。

病者が同病の重症者を看護するということには、もうひとつ、看過されてはならない側面がある。それは、看護する側にいる病者が、日々、自分の行く末を眼前に突きつけられる状況下に追いやられるという側面である。元気であった仲間が、衰弱し、死んでいくさまを、中山はどんな思いで見つめ続けたのである。重病室主任を解かれる一九五四年(昭和二十九年)までの間に、中山が見送った仲間は三〇〇人にもものぼったという。

泥舟へ乗せられてから聞かされる

後や先また残されて棺守る

じんと秋つんと煙突死を燃やす

亡友たちへ積もるこの世の後日談

諦めへ一日一枚絵を破る

割れた皿そいつを捨てただけの今日

もういいかい骨になってもまあだだよ

(一)

(一)

(父)(一九八七年)

(一)

(父)(一九八五年)

(一)

入所者の偽名使用については、先に「大空へ偽名が消えていく煙」の句に事寄せて述べた通りであるが、中山に言わせると、偽名を使っている人たちは、それが偽名であるということが、なんとなくわかるのだそう。

ふつう、偽名というものは、何らかの事情があつて過去の自分と現在の自分を隔てたい場合であるとか、ほんとうの自分をさらしたくない、というような場合に使う。つまりは自分のためである。ところが、ハンセン病患者たちの使う偽名は少し事情が異なる。

ハンセン病患者たちの使う偽名は自身を守るためのものではない。かれらは残してきた家族、ある場合には自分を捨てたか

しれない親類縁者たちを守るために偽名を使う。異なる名を名乗り、血縁のしるしを断つことによって、娑婆の縁者たちを守るのである。

名を捨てることはそれまでの自分のすべてを捨てることでもある。いたわられるべき病者が自分を抹殺してまで健康者を守る、何が病者たちをしてそうさせるのか、その理由に思いを馳せるとき、中山たちハンセン病患者の置かれた位置と、諦念というにはあまりに切ないその心情が感じられて私はたまらなくなる。

中山によれば、死んでさえもなお、お骨の引き取りを拒まれる場合があるのだという。縁者たちを慮って、必死で自己規制してきた者たちが、骨になっても帰ってきてくれるなど言われる。そのさびしさ、無念さ、やるせなさ、どれほどのものであろうか。

肉親への思い。故郷への思い。拒絶されることの哀しみ。理不尽さへの怒り。諦め。そうしたものをみんなまとめて引き受けた上で、中山たちは今日も生を刻む。そうした生き方を中山たちに強いるものとは、いったい何なのだろう。

火葬場も監禁室も納骨堂もある「療養所」。悪い人は、きつとない。ただ、社会の制度とそれを動かす私たちの中に中山たちを苦しめてきたものが存在しているのである。

作品と境涯Ⅲ 静かなる踏絵

一九六〇年(昭和三十五年)、中山の両手両足顔面を激痛が襲う。顔面は三叉神経痛に歪み、視力が低下。四肢の麻痺が進行し、六三年(昭和三十八年)、中山秋夫はついに失明する。プロミン登場から十年余、ハンセン病が治せる病気となり、少しずつ園の雰囲気も明るくなってきた時期に、中山は暗闇へと突き落とさ

れることになった。一九七八年（昭和五十三年）、追いつちをかけるようにして、先の断種手術の後、縁あって結婚し、長きにわたって連れ添っていた妻が死去する。

手足の自由も視力も失った自分が生き残り、元気で自分を支えてくれていた妻が死ぬ。このときばかりは「ほんとうに死ぬことを考えた」と中山はいう。十九歳で収容されたとき、園の前に広がる海を目にして、「そうか、死にたくなったら、いつでもここへ飛び込めばいいのだ」と思い、おそらくは、そう思うことで、凄まじい辛苦を乗り越えてきたであろう中山であったが、「いざ、死のうと思ったら、なんと、自分ひとりでは死ぬためのその海へさえ、歩いていけない体になっていた」と、これは初めて電話で話したときの中山の述懐である。

中山が「それまでの詩を書いていた事への諦めとして」「手近で短い川柳に、自分の表現を切り替えた」⁽⁸⁾のはこの失明と全身の不自由がきっかけである。

以来、「療養所」に火葬場があり、監禁室があり、納骨堂が存在しているということに対する違和と異議を、中山は川柳に託し続けた。

自分で鉛筆を握って文字を書くということはおろか、目も見えず、歩けもせず、排泄や食事という生存の基点さえも他者に依存するしかない、という状態で句を書くことの困難さに、どうか思いを馳せていただきたい。ハンセン病ゆえの指先不如意のため、点字もふつうの読み方ではなく、舌読という方法を探らねばならない。句想を書き留めることも、推敲して完成させることも、人手を借りずにできることは何一つ、中山にはないのである。文字通りのくらやみの中で、それでも川柳を書こう、自分を表現しよう、とする強靭さ。それが私を感動させ、同時

に私の横面を張る。

世の外へこぼれたような島の春
りんごむく記憶の果ての俺の指
風景の貯金小出しにして憩う
君来たかすまん辞典を引いてくれ
友情のどかい西瓜を抱かされる

(一)
(父)一九七八年
(父)一九八二年
(父)一九八四年
(父)一九八四年

中山らハンセン病患者たちに取り返しつかない時間を強いた「癩／らい予防法」は、一九九六年（平成八年）、やつと、廃止された。一九九九年（平成十一年）、「らい予防法」違憲国賠訴訟の、第四次原告団の一人として、中山は、熊本地裁で証言台に立つ。そして同じ年に瀬戸内訴訟が提訴されるやいなや同訴訟原告団団長となり、二〇〇一年（平成十三年）には実質的な勝訴ともいえる国との和解を得る牽引力となる⁽⁹⁾。

こんなふうを書くことも簡単なことのように思えるが、療養所にいる中山がそうした訴訟の原告となるということは、そうでない者が原告となる場合とは事情が違う。

原告となつて国の医療政策を糾弾するとなれば、「冬の蠅ここより行き場無いものを」という句そのままに、ここより行き場のない場である園、すなわち医療の現場すらをも含んだ形で告発しなければならぬ。「国の世話になつてゐるのに、国を訴えるとは」、「もう騒ぎなど起こさないでほしい、そつとしておいで」、「お金が目的の裁判か」⁽¹⁰⁾という声も療養所の内外から聞こえてくる。

邑久光明園から原告として立つのは自分ひとりであるという不安。違憲国賠訴訟の「原告」に立つか／立たないかという形で仲間をも二分する騒ぎの中、生存するためにはすべてにおい

て人の助けのいる中山が、現在の直接の援助者をも含めた形で告発の対象にしなければならぬ辛さはいかばかりであっただろう。

中山の伴走者として、ここに至る数十年を一緒に歩いてきた山下峰幸氏によると、原告として証言台に立つまで、中山は荒れに荒れたのだという。夜ごと夜ごと、電話をかけてきては憤懣をぶちまける中山に、自分しか言う相手がないからだとかかつてはいても、さすがに苛立つことがあったと、これは山下氏が書いておられる⁽¹¹⁾。

自分が自分に下した決断の苦しさをこらえ切れず、荒れまくる人を弱いと言うならば、中山は確かに弱い人であろう。だが、弱い自分を認め、ときにみつともなさを撒き散らしながらも、そこから逃げ出そうとせず、力をふりしぼることのできる人は弱いだけの人ではない。強いのではなく、鈍感なだけの人が満足な自己検証もなく闊歩することの多い世の中に、中山のこの自己に誠実であるがゆえの弱さの暴発は、私には貴くさえ感じられる。

私たちは皆が皆、英雄ではない。なにごともしなければ、日常生活において、その遂行に超人的な克己が必要となるような決断など、そうは必要ないものである。しかし、ひとたび、そのような決断が必要な局面に立たされたときに、それに対して、ひるまず、向き合い、思いを貫くことができるだろうかと思うと、自問は尽きない。

そう考えるとき、元より敵として存在する強さよりも、中山の示したような、弱さに吸い込まれそうになりながらも、逃げまいと必死で搾り出した強さの方に、完全では在り難い人間のひとりとして、私は励まされる思いがする。

このようにして生き残った私は、たくさん死者に見送られながら今、この場所に立っています。何千、何万の死者達が私の一言一句について聞き耳を立てているのではないかとすら、今私は思っています。敢えて言います。国はその死者達に何を答えたのか。納骨堂には、死んで骨になっても故郷に帰れない者たちが眠っています。しかしそれとは全く対照的に、終生絶対隔離政策の中心にいた(中略)という人は、このような骨々を残したことで「救らい」の功労者となり、国から文化勲章を受けています。勲章を受け永眠している者と、骨になってもどこにも帰れない者、この事実を放置して、法の廃止でもってすべて終わったなどと言えるのか。この不条理を私は国に問いたい⁽¹²⁾。

一九九九年(平成十一年)五月、自力歩行はおろか、居並ぶ裁判官たちの顔を自分の目で見ることにさえ叶わない中山秋夫は、熊本地裁の証言台で、こう陳述した。

今更をもらう無菌の検査メモ

(父)(一九八六年)

糸瓜(へちま)忌の一日静かなる踏絵

(父)(一九八七年)

生きるとは死ぬとは今へ今を足す

(一)

足と手を目までも借りて命とは

(二)

二〇〇七年(平成十九年)十二月四日、消化管出血のため入院予定だった日の朝、容態が急変し、中山秋夫はこの世を去った。八十七年にわたる格闘の、最期は眠るようであったという⁽¹³⁾。

むすび

中山の残した唯一の詩集『困みの中の歲月』に拠れば、彼が詩を書き始めたのは一九五四年（昭和二十九年）、重病室主任の任を解かれたころからであると思われる。川柳へのシフトは先述したように中山がその肢体の自由と光を失って以降のことである。当時は各療養所で文芸への熱が高まり、毎年、全国の友園のどこかで、「全国文芸募集」という催しが行われていたという。九州地区の友園での募集に応募した川柳が特選となり、その際の選評に力を得て、中山は川柳にのめりこんでいったようである。

邑久光明園盲人会の機関誌『白杖』以外の、いわゆる川柳専門誌への参加は、岡山の『川柳ますかつ』、『川柳紋土』ならびに北海道の『川柳さつぽろ』と、名前がわかっているだけでも三誌ある。第一句集『父子独楽』掲載の中で一番古い年代の句は一九七八年のものであるが、一九九八年（平成十年）発行の第二句集『一代樹の四季』自序に「私の川柳生活もかれこれ三十年近いであろうか」という記述が見られるので、川柳入門は一九六八年（昭和四十三年）前後であったと考えるであろう。完全失明が一九六三年というから、その五年ほど後のことである。

十九歳から療養所に収容された中山に表現の翼が降りてきたのが、重病室主任を解かれたころであったということは注目し値する。死が常態であるという壮絶な世界の端っこで、来る日も来る日も三途の川を渡る仲間たちから目をそらすことも許されず、不十分な医療の最前線に、看取り手として居続けることを余儀なくされた中山の中には、見たもの、聞いたもの、感じたものの混沌が雄叫びを上げていたに違いない。

それが重病室主任解任という事態をきっかけにして、中山の外へと、あふれ出していく。表現の方法が散文ではなく、詩、川柳といった韻文へと向かったのは中山自身の資質によるものである。

書こうとする事柄に対して、その状況の中にどっぷりと浸り切っているはずなのに、まったく無関係であっても書けない、事件のほんのちよつと埒外にいながら、かつ巻き込まれている必要がある、と言ったボーヴォワールのことを思い出す。重病室主任の激務から放たれたとき、中山は状況に対して、まさにボーヴォワールいうところの『源氏物語』における紫式部の位置⁽¹⁴⁾に立ち得たといえるのではなからうか。

その位置から、仲間たちのことや、状況の当事者たる自分自身のことを考え、書き、発信し続けることによつて、中山自身の生もまた、より毅く豊穡なものへと昇華されていったように思える。

中山が体験してきたこの途方もない現実、それを阻止できなかった、どころか、おそらくは問題として顕在化させる努力すら必要なものとして認識してこなかった、私をはじめとする同時代人たちの鈍感さ・非力さとともに、人々に記憶される必要があった。そのことを、時代を貫いて生きながらえるだけの力をもった川柳の言葉で、書き記してくれる人が必要であったのである。時代と事件が、それを記してくれる担い手として、中山秋夫という個体を選び、中山もまた、呻きながら、時代の要請を受けた者としての運命に全力で応えることをした、と、そんなふうに思うのは思い入れがすぎるであらうか。

本稿は中山の作家的背景に比重を置いて筆を進めたため、川

柳作品に対しての分析は部分的にしか行えなかった。作品論的なアプローチを今後の課題としたい。

【注】

- (1) 正式名称は壺井繁治賞という。詩人会議が、その初代委員長であった壺井繁治の名を冠して授賞する賞で、会の内外から推薦された詩集を対象として、同賞選考委員会が選出する。中山秋夫は二〇〇三年に第三十一回同賞を受賞している。
- (2) 中山の父もハンセン病者で、大正末期に発症。秋夫が六歳のときに草津の湯之沢へ行き、一家流転が始まる。中山秋夫は翌年、名古屋の小学校に入学するが、秋には母・兄・二人の姉と、父の発症のため離婚された一番上の姉の子の六人で、伯父を頼って北海道へ移住。以降、一九三三年に大阪で家族が合流を果たすまで炭鉱を転々とする。
- (3) 『父子独楽』二頁。なお、集題の『父子独楽』は「おやこま」と読む。
- (4) 中山の收容された邑久光明園は、岡山県南東部の瀬戸内海に浮かぶ東西六キロの細長い長島にある。本土との距離はわずか三〇メートルであるが、潮の流れが速く、泳いで脱園を試みる患者にとつての大きな困難となった。命を落とす者も少なからずいたという。一九八八年五月に邑久長島大橋が架橋され、やっと本土と陸続きとなったが、それまでは船や手漕ぎ舟による行き来しかできなかった。
- (5) 裁判を経ずして患者に懲罰を与えることができる権限。療養所長にこの権限が付与されたことよって、反抗的な者、逃亡の既遂・未遂者など、問題ありとされた患者を裁判なしで監房に収監することが可能となった。なかには、親の不幸に際して帰郷が許されず、やむをえぬ逃走のち帰園した者や、松の木を一本切ったというだけで収監された者もいる。特に態度・素行の悪いとされた者は群馬県草津の栗生楽泉園の「重監房」に送致された。極寒の地での長期

収監や乏しい食事により、一九四七年に国会で取り上げられるなど社会問題化するまでに、少なくとも二十二人が死亡している。

- (6) 『鎮魂の花火』一〇頁。
- (7) 同書、二頁。
- (8) 『父子独楽』一頁。
- (9) 中山秋夫が、瀬戸内訴訟原告番号一番、そして瀬戸内原告団代表となることを決意した経緯については、ハンセン病違憲国賠訴訟弁護団『開かれた扉——ハンセン病を闘った人たち』（講談社、二〇〇三年）の六六〜六七頁、八六〜九四頁に詳しい。
- (10) 伊波敏男『ハンセン病を生き延びて』八頁。
- (11) 山下峰幸「あとがき」、『鎮魂の花火』一五六〜一五七頁。
- (12) 「眼の底の死者たち」、前掲書、一五三頁。
- (13) 邑久光明園の看護師の方より、このような内容で、高鶴宛、連絡があった。
- (14) シモーヌ・ド・ボーヴォワール『女性と知的創造』、人文書院、六〇頁。

【参考文献】

- 中山秋夫『父子独楽』、私家版、二〇〇二年三刷（初版一九八九年）
中山秋夫『一代樹の四季』、私家版、二〇〇二年二刷（初版一九八八年）
中山秋夫『鎮魂の花火』、私家版、二〇〇二年改定二刷（初版一九九九年）
中山秋夫『囲みの中の歳月』、私家版、二〇〇二年
『詩人会議』二〇〇三年六月号「壺井繁治賞発表」
伊波敏男『ハンセン病を生き延びて』、岩波書店、二〇〇七年
『らい予防法国賠請求訴訟を支援する市民の会ニュース』五十八号「追悼・中山秋夫」、二〇〇七年十二月
『中山秋夫 偲ぶ会』（偲ぶ会で配布された参加者のコメント集）

【付記】

本稿は、高鶴礼子の「明日があるつもりへ鮭を食べのこす・川柳作家 中山秋夫さんのこと」(『ノエマ・ノエシス』創刊号、二〇〇五年)、「垂足の龍 川柳人・中山秋夫さんの生涯」(『川柳杜人』二二六号、二〇一〇年)の二稿を元に、加除を施したものである。

そのさい、二〇〇三〜〇四年度に「ハンセン病問題に関する検証会議」の「検討会委員」を務め、『栗生楽泉園入所者証言集』(全三巻、創土社、二〇〇九年)の編集もした福岡安則が、ハンセン病問題に関する記述部分について、若干の補正をほどこした。

また、中山秋夫の著書の編集に当たられた山下峰幸氏からは、中山記述の齟齬に関する疑問にお答えいただくとともに、各種資料ご送付のご高配を賜った。心より感謝申し上げる次第である。

Expecting to Meet Tomorrow Again, I Left Salmon Untouched at the Dinner: *Senryū* Author Akio Nakayama

Reiko TAKATSURU & Yasunori FUKUOKA

In general, critics rarely accept modern *senryū* (a type of short Japanese poem) as a subject of literary criticism. However, I cannot endorse the notion that there is no work or poet of quality in the modern *senryū* scene. In this essay I will introduce an unsung *senryū* poet, Akio Nakayama, in order to highlight the value and significance of *senryū* as a medium for emotional expression. Since Nakayama is not well-known, there is little in the way of previous scholarship on him. At the same time, Nakayama is a special case because he suffered from Hansen's disease, and this experience represents an essential process for understanding his life and literary world. Consequently, I situate an introduction to his life within the axis of my research and interweave this with the broader horizon reflecting the diachronic circumstances of Japanese policies on Hansen's disease.

The *senryū* quoted in this essay come from Nakayama's only anthologies, *Oyako Goma* and *Ichidaiju no Shiki*. The period of Nakayama's life, which spanned from 1920 to 2007, was a time of great change in Japanese society. Nakayama lived a turbulent life, experiencing such things as separation from his family, segregation in Oku-Kōmyōen, the national leprosarium in Setonaikai Sea, sterilization, marriage, forced labor, aggravation of symptoms, sight loss, and participation in the plaintiff's group in a lawsuit demanding compensation from the government for the unconstitutional policies regarding Hansen's disease. In the midst of these circumstances Nakayama encountered *senryū* and became devoted to it. He lived a desperate life in fear of death and discrimination due to the disease. Although he struggled with immobility, sight loss, and numb hands, he continued to compose *senryū* expressing humor, trauma, rage, peace, and howling. Examining each word embracing these feelings is a significant step towards recalling the fundamental significance of literature. What, after all, is the meaning of literature if it does not reflect real life? It is from the perspective of this question that I will examine Nakayama's achievement and the role of *senryū* in his life, while uncovering the issues that his *senryū* suggest to us when we may not even recognize that we ourselves are the insensitive majority.

Key words: *senryū*, Akio Nakayama, Hansen's disease